

高額療養費の支給申請手続の簡素化のご案内
～高額療養費が自動的に入金されるようになります～

●**高額療養費の支給申請手続の簡素化とは**

新冠町国民健康保険では、高額療養費の支給が見込まれる世帯に対し、その診療を受けた月の概ね2ヶ月から3ヶ月後に「国民健康保険高額療養費の申請について（通知）」のハガキを送付し、申請のご案内をしています。

このほど高額療養費の簡素化手続に係る要綱を整備したことから、令和6年4月診療月分以降高額療養費に該当した場合、「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」を提出いただければ、次回以降高額療養費をご指定の口座へ自動的に振込むことが可能となりました。

●**簡素化のお手続き方法について**

簡素化を希望される方は、「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」に必要事項を記載して町へ提出してください。

●**申請書兼同意書提出後の高額療養費の入金について**

「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」を提出した翌月以降、高額療養費に該当した場合は、自動的にご指定いただいた口座に振込がされますので、入金日及び入金額は振込前に送付する「国民健康保険 高額療養費支給決定通知書」にてご確認ください。

●**簡素化の解除について**

次のような場合は、簡素化が自動的に解除となりますので、改めて「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」を提出してください。

- ・世帯主が変更または死亡した場合。
- ・指定した振込先金融機関口座に振込ができなくなった場合。

●**その他注意事項**

- 1 「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」提出以降は、「国民健康保険高額療養費の申請について（通知）」のハガキは送付されません。
- 2 振込先口座は、1世帯につき1口座のみ設定が可能です。高額療養費の対象となった被保険者ごとの振込口座の分割や月ごとの変更はできません。
- 3 振込口座の変更、簡素化の解除を希望される場合は「国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（簡素化対象世帯申請用）」の提出が必要です。
- 4 簡素化の対象となるのは、令和6年4月診療月分以降ですので、これ以前の高額療養費については簡素化対象となりませんので、別途申請書への記載及び領収書の添付が必要な場合があります。

【お問合せ】新冠町役場保健福祉課保健福祉グループ医療給付係

TEL：0146-47-2113